



栃木県公報

令和2(2020)年
10月6日(火)
第144号

目 次

告 示

- 地籍調査事業計画の決定..... 853
- 共同施行等の土地改良事業施行に対する適当決定及び公告縦覧..... 853

公 告

- 栃木県収入証紙売りさばきの廃止..... 854

告 示

栃木県告示第530号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元（2019）年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和2（2020）年10月6日

栃木県知事 福田 富一

調査を行う者の 名 称	調 査 区 域	調 査 期 間
上三川町	上三川町のうち西汗Ⅵ地区	令和2（2020）年2月28日から 令和3（2021）年3月31日まで
市貝町	市貝町のうち赤羽Ⅰ及び赤羽Ⅱ地区	

（農村振興課）

栃木県告示第531号

次の事業主体から申請のあった土地改良事業の施行に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土地改良事業計画及び規約について審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、土地改良事業計画書及び規約の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第95条第3項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和2（2020）年10月6日

栃木県知事 福田 富一

事業主体名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
古田地区土地改良 事業共同施行体	古田地区土地改良 （農業用排水施設） 事業共同施行	令和2（2020）年 10月7日から同年 11月4日まで	令和2（2020）年 11月19日	河内農業振興事務所

（農地整備課）

公 告

○栃木県収入証紙売りさばきの廃止

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第11条の規定により、栃木県収入証紙売りさばきの廃止について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

令和2(2020)年10月6日

栃木県知事 福田 富一

廃止年月日	氏名又は名称	売りさばき場所
令和2(2020)年9月18日	真岡市職員互助会	真岡市荒町5191番地

(会計局会計管理課)